

板橋区搬入先の事故等に係る輸送距離に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事故等の原因により搬入先でごみの搬入が不可能になった際、他の搬入先等への緊急かつ一時的にごみ運搬自動車を転送することによって、ごみ処理作業が円滑に行われることを目的とする。

(転送の指示及び連絡等)

第2条 転送の指示及び連絡等は、次のとおりとする。

- (1) 搬入不可能となった搬入先の長は、緊急に関係各課と連絡を取る。
- (2) 搬入不可能となった搬入先の長から連絡を受けた関係各課は、緊急に他の搬入先を選定し、関係の搬入先の長及び清掃事務所長に連絡する。
- (3) 他の搬入先についての連絡を受けた搬入不可能となった搬入先の長は、ごみ運搬自動車の運転手等に、他の搬入先への転送指示を行う。
- (4) 他の搬入先についての連絡を受けた清掃事務所長は、転送を避けるために後続搬入車両に対し、搬入先変更の指示を行う。

(転送に関する事務処理)

第3条 搬入不可能となった搬入先の長は、別記第1号様式により搬入停止の証明を関係の各清掃事務所長に対して行う。

- 2 搬入停止の証明を受けた関係の清掃事務所長は、別記第2号様式により転送車両の確認を行う。

(転送に伴う輸送距離の取扱い)

第4条 転送を行った場合には、清掃事務所から搬入不可能となった搬入先までの片道距離、搬入不可能となった搬入先から転送搬入先までの片道距離及び転送搬入先から当該清掃事務所までの片道距離を合算したものを輸送距離とする。

- 2 前項の方法により算出した輸送距離が、当該清掃事務所から搬入不可能となった搬入先までの往復距離に満たない場合については、搬入不可能となった搬入先までの往復距離を適用する。
- 3 転送による輸送距離の設定は、運搬回数1回限りとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めのない事項については、別に資源環境部長が定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別 記
第1号様式

第 号
年 月 日

(あて先) 清掃事務所長

清掃工場長 印

による搬入停止の証明

このことについて、
止したことを証明いたします。

清掃工場では、下記のとおり搬入車両の受付を停

記

1 期 間 年 月 日 時 分～ 時 分

2 理 由 のため

第2号様式

第 号
年 月 日

清掃工場 による 清掃工場への転送について

このことについて、下記の車両につき 清掃工場 により 清掃工場へ転送したことを確認しました。

記

組 名	供給先	車 種	車両番号	当初指示搬入先	転送搬入先

清掃事務所長 印